

はりきゅう及びあん摩マッサージ施術分にかかる
療養費に関する申請方法について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当健康保険組合における「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費」について、代理受領による償還払いが2019年5月末日までに受けられた施術分をもって廃止とすることが平成31年2月開催の第146回組合会において決定されました。

つきましては、申請方法等について下記のとおり変更いたしますので、被保険者の皆様にお知らせくださるようお願いいたします。

記

1. 申請方法の変更点

申請方法	施術を受けた月	
	2019年5月まで	2019年6月から
被保険者から健保組合へ申請 (償還払い※1)	申請可	申請可
委任を受けた施術者等から健保組合へ申請(代理受領払い※2)	申請可	<u>申請不可</u>

※1 償還払い・・・患者は施術料の**全額を施術所で支払い**、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者に支給される方法で、**法令上の原則方式**です。

※2 代理受領払い・・・患者と施術所等が契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給される方法で、厚生労働省の指示により平成31年1月以降廃止となりました。ただし、当組合の取扱いは同制度導入後廃止となります。

2. 申請方法

療養費支給申請書（はり・きゅう用又はあん摩マッサージ用）に施術を受けた施術者等に施術内容の証明を受け、「医師の同意書（原本）」「領収書（原本）」その他「施術報告書等」を添付のうえ健康保険組合へ申請を行ってください。

3. 実施時期

2019年6月1日以降の施術分から

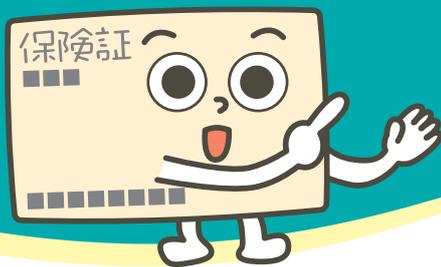
4. 留意事項

2019年6月1日施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い（領収書（原本）等の添付）の手続きにより再申請をしてください。

はり・きゅう・あん摩マツサージ

療養費の申請・支払い方法が変わります

正しく
かかりましょう！

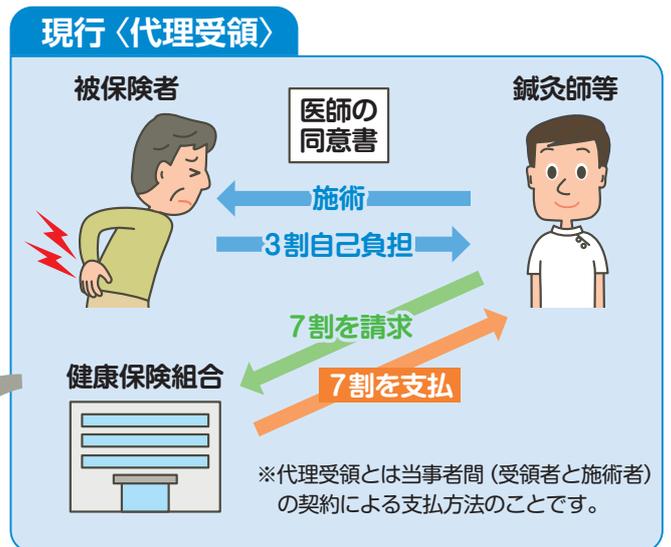


現行では鍼灸師等が被保険者に代わって、「療養費」を申請し受領していますが、この申請・支払方法が2019年6月1日から変わります。具体的には、被保険者がいったん窓口で全額立替払いをし、健保組合へ療養費を支給申請する取扱い（償還払い）となります。

この取扱いは、健康保険法の規定にもとづき、理事会および組合会において承認を得たものです。ご理解・ご協力をお願いいたします。

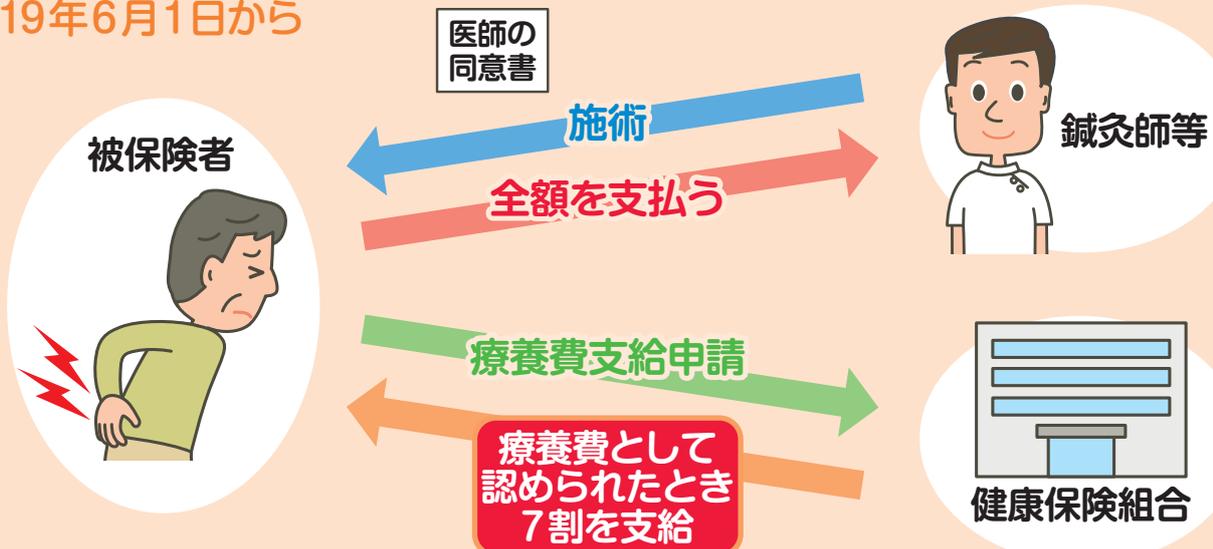
療養費は、一定の要件を満たし、保険者がやむを得ないと認めるときに支払う「償還払い」が原則となっています（健康保険法第87条）。

このたび、厚生労働省の指示により現行の支払方法（代理受領）は認められないこととなりました。



変更後〈償還払い〉

2019年6月1日から



はり・きゅう・あん摩マッサージ



鍼灸師等の施術を受ける場合、一定の条件を満たしていれば健康保険が使えます。健康保険で鍼灸師等の施術を受けるには、**医師の同意書が必ず必要**になります。また、施術が長期にわたる場合には、**6カ月ごとに文書による医師の再同意が必要**になります。医師の同意がなく自分の判断だけで施術を受けた場合は、健康保険が使えません。

はり・きゅうで健康保険が使える疾病

神経痛

五十肩

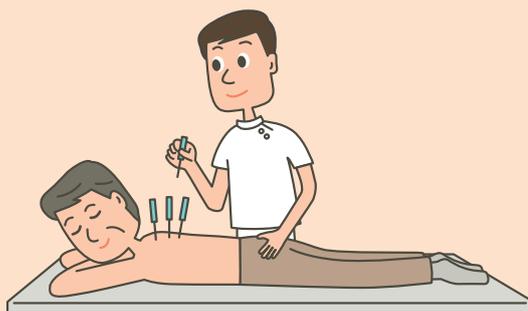
リウマチ

腰痛症

けい わん
頸腕症候群

けい づい ねん ざ
頸椎捻挫後遺症

- 医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術による効果が期待できるものが対象になります。



あん摩マッサージで健康保険が使える症状

こうしゆく
関節拘縮

きん ま ひ
筋麻痺

- 関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺している症状に対する施術で、医療上マッサージが必要と認められた場合に限ります。



施術を受けた際には、通院のたびに領収証を必ず受けとり、受けた治療の記録になるので大切に保管しておきましょう。後日、医療保険者から治療内容についてお尋ねすることもあります。健康保険の適正な運営のためにご協力をお願いします。

